

「商標評審規則（意見募集稿）」に関する説明

2014年2月10日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『商標審査規則』（意見募集稿）に関する説明

一．改正の目的

『商標審査規則』（以下「審査規則」という）は1995年に制定され、2002年と2005年に2回改正された。今回の改正は『商標法』及び『商標法実施条例』の改正を前提に行うもので、その主な目的は『商標法』及び『商標法実施条例』の改正に適応し、近年来商標審査案件の審理に現れた目立つ問題点及び運用における新たな必要に応じて相応の改善、補充を行うことである。

二．改正の過程

2013年8月30日に、第12期全国人大常委会第4回会議で商標法改正に関する決定を審議、採択したことにより、改正商標法は2014年5月1日より施行することとなった。12月末に、工商総局は『中華人民共和國商標法（改正草案）（送審稿）』を審議の為に国務院に提出した。関係の業務手配に基づいて、工商総局は正式に審査規則改正に取り組んだ。深く研究し、繰り返し論証すると共に関係部門、代理機構、専門家の意見を募集した上で、今の意見募集稿を形成した。

三．主要な改正内容

『商標審査規則』（意見募集稿）は6章の計57条からなり、2005年の審査規則と比べ、合計で59条について修正し、そのうち、12条を削除し、7条を新規追加した。今回の改正は主に、（1）『商標法』及び『商標法実施条例』の改正状況に応じて、相応の詳細化規定及び補足規定を制定する、（2）審査実務の必要に応じて、運用において審査活動のニーズに適応しない審査規則規定を削減、修正し、規範化を要する審査業務について補足的な規定を制定する、（3）審査規則における関係用語を修正し、関係の

条項番号を調整、整理するという3つの内容を含む。改正の具体的な内容は以下のとおりである。

(一) 商標法及び条例の改正内容に適應するための修正

本回の規則改正の主要目的は手続設置、案件の類型、法律条項、用語選択等に係わる商標法及び条例の変化に応じて改正を行うことである。相応の法律条項番号を修正する他に、新商標法規定に基づいて評審案件の類型を明確にして、無効宣告復審手続と取消復審手続を区別した。新商標法の異議申立手続及び相応の復審手続に対する調整に基づいて拒絶査定復審案件の審理範囲を明確にした。新商標法の審理期間に関する規定に基づいて、補正期間を15日に、証拠補足期間を30日に短縮した。新商標法の商標登録書類提出方式に関する変化に応じて、電子文書による評審書類提出又は送達に関する規定を新規追加した。新商標法の用語に対する統一と規範化に基づいて、商標代理組織を「商標代理機構」に統一した。実施条例送審稿の規定に基づいて、「公開評審」を「口頭審理」に修正した。

(二) 運用ニーズに応じるための関係評審手続改善

案件の審理を規範化するために、総則において各種評審案件における係争商標の名称を統一して規範化した。案件の審理効率を高めるために、結審した案件については1名の評審官により審理することを明確にした。運用中の客観的ニーズに応じて、第一審訴訟中に情勢の変更により評審決定、裁定の認定事実又は適用法律が変化する場合の処理を追加し、実質的でないミスの訂正方式を明記した。法院の判決を執行する場合の再審案件の審理を規範化するために、法院の判決を執行するための再審の関連規定を追加し、改めて合議体を結成して速やかに再審を行うべきであると明確にし、再審手続において当事者の提出する新証拠を採用することができると明確にした。訴訟法改正及び運用に

において当事者の証拠提出の客観的ニーズに応じて、証拠態様に関する規定を追加し、その中で電子データによる証拠態様を明確にした。さらに証拠の採用を規範化するために、交換・尋問を経していない証拠を採用すべきでない」と明記した。

(三) 運用に現れた目立った問題点に応じた改正

現行評審規則に規定があるが明らかに実務の要求に適用できないものについては、改正稿では関連条項を修正又は削減した。(1) 運用においてよく見られる当事者が規定部数の副本を提出しないかつ補正しても要求を満たさない場面については、提出した証拠資料の副本が正本内容と一致しないかつ補正しても要求を満たさない場合、第十七条第二項の規定にしたがって評審請求を受理しない、又は関連資料を提出しなかったとみなすと明記した。(2) 運用において当事者の商標が譲渡、移転された時、譲受人又は承継人が速やかに「関係主体の地位を受継ぐ」と声明しない場合、案件の審理に影響するかどうかによって、直接に当事者を変更する、評審請求を却下する、結審する等の処理方式を定めた。(3) 運用において複数の当事者が共同で評審案件に参加する場合の送達の実際ニーズに応じて、共同請求者のうちの1名を代表者として指定すべきであると明確にした。(4) 評審決定、裁定を商標局に移送する期間を延長し、関連規定をより健全なものにした。(5) 運用において操作性に欠けているもの、例えば当事者の提出した忌避申立の処理については、審査を経て受理条件を満たす場合30日以内に「受理通知書」を送付する等の規定を削除した。

(四) 新法、旧法適用の基本的原則に関する規定

評審規則は事情によって、新法、旧法の移行段階における法適用、審理期限等を明確にした。附則において、以下のように定めている。当事者が商標法改正決定の施行前に商標局の下した商標登録出願拒絶査定又は異議裁定を不服として商標評審委員会に復

審を請求し、商標評審委員会が商標法改正決定の施行後に審理する案件について、異議復審案件における主体資格を除き、その他の手続上の事項及び実体的事項は新法を適用する。商標評審委員会が商標法改正決定の施行前に受理し、その施行後に審理する無効宣告、無効宣告復審及び取消復審案件について、手続上の事項は新法を適用し、実体的事項は旧法を適用する。新法施行前に受理した商標評審案件について、2014年5月1日よりその審理期間を計算する。

(五) その他

今回の修正はさらに、各条項間のつながりに基づいて条項の順序を調整し、重複した規定を削除した。規則における曖昧で誤解を招きやすい規定を修正し、関連する文言を統一して規範化した。

国家工商総局

2014年2月10日